## 「2015年度第8回中部NGO-JICA中部地域協議会」議事録

## (以下、省略)

中島 ただ今より、2015年度第8回中部 NGO-JICA 中部地域協議会を始めたいと思います。 最初に自己紹介のほうを、お名前と所属をお願いいたします。

小原 JICA 中部の小原と申します。JICA 中部では、草の根技術協力と NGO とのいろいろな 連携関係を担当しています。よろしくお願いします。

佐藤 JICA 中部の佐藤と申します。市民参加協力課の調整員で、草の根技術協力と NGO の窓口をさせていただいていまして、今回の協議会のコーディネーターもしています。よろしくお願いします。

熊谷 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。JICA 中部の所長の熊谷と申します。いつもありがとうございます。

竹内 いつもお世話になっております。JICA 中部の次長の竹内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

森本 JICA 中部の総務課長の森本です。本日はよろしくお願いいたします。

岩瀬 JICA 中部研修業務課の岩瀬と申します。研修員の受け入れと大学連携の窓口の担当をさせていただいています。本日はよろしくお願いいたします。

木村 JICA 中部市民参加協力課の木村と申します。私は、開発協力と広報業務を担当しています。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

三輪田 JICA 中部市民参加協力課で民間連携事業を担当しています、三輪田と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。

立場 JICA 中部で民間連携を担当している立場と申します。よろしくお願いします。

八重樫 八重樫です。ボランティア業務を担当しています。よろしくお願いいたします。

近藤 JICA 中部愛知県国際協力推進員の近藤です。本日は初参加となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

江口 市民参加協力調整員の江口と申します。主に草の根技術協力事業を担当しています。 また、国際協力カレッジの担当もさせていただいています。よろしくお願いいたします。

倉田 JICA 中部草の根技術協力事業を担当しています、倉田と申します。草の根事業の他 に開発教育の出前講座も担当しています。本日はよろしくお願いいたします。

大谷 名古屋 NGO センターで今インターンをしております、大谷真奈美と申します。NGO センターでは、国際協力カレッジを担当しています。よろしくお願いします。

門田 名古屋 NGO センター職員の門田一美です。いつもお世話になっております。よろしくお願いします。

八木 名古屋 NGO センターの理事の八木です。本年から理事をさせていただいていますので、本日は初めての参加となります。よろしくお願いします。

中島 中島正人です。所属はアムネスティ・インターナショナルの者です。NGO センターでは政策提言委員に参加しています。本日は初めての参加です。

杉本 地域国際活動研究センターの、事務局長の杉本正次といいます。よろしくお願いします。

伊藤 伊藤と申します。名古屋 NGO センターとニカラグアの会をしています。よろしくお願いします。

北奥 北奥順子と申します。本年から NGO センターの理事をさせていただいているのと、 加盟団体の名古屋自由学校の運営委員をしています。よろしくお願いします。

山崎 山崎眞由美といいます。名古屋 NGO センターで副理事長をさせていただいています。 外務省との定義協議として連携推進員会の委員をさせていただいています。

西井 名古屋 NGO センター理事長の西井です。本日はよろしくお願いいたします。

龍田 いつもお世話になっています。名古屋 NGO センター常務理事の龍田と申します。地域の NGO ではアイキャンの監事と AHI の理事をしています。また、この地域協議会のコーディネーターと、明日東京で行われる NGO-JICA 協議会の NGO 側コーディネーターをさせて

いただいています。どうかよろしくお願いします。

中島 名古屋 NGO センター理事の中島といいます。こちらの協議会のコーディネーターの1人です。国際協力カレッジは毎年 NGO も参加していたのですが、たまたま 35 周年記念会と重なりまして、大変申し訳ないですが失礼させていただきます。それでは、最初に開会のあいさつを熊谷所長からお願いいたします。

熊谷 本日もどうもありがとうございます。前回から約6カ月がたって、またこのようにお集まりいただきありがとうございます。私が初めての方もいらっしゃると思いますが、よろしくお願いいたします。初めての方向けに申し上げると、私自身は4月からこちらに来ています。竹内も同様に4月から来ていますので、初めての方もおられるかと思います。開発協力大綱が2月に改定され、そちらのほうで以前からありましたがその中にNGOとの連携というところがあります。NGO、大学、自治体、そのようなかたがたを含めた地域との連携という文脈で強調されており、そういった所と連携を強化すべしということと、そのためのJICA国内機関の体制を強化すべしというようなことが書かれています。われわれも、ぜひ地元の方々の活動の結節点として、いろいろと留意して頑張っていかなければいけないと意を新たにしているところです。そういった中で、JICAや外務省もそうなのですが、NGOとのネットワークを、もう少しいろいろな場で持てれば良いという気持ちも強まっていることがあると思います。明日は全国版のNGOとJICAの連携の会議があります。そういったところに向けて、中部の皆さんから発信されると良いということがあれば、この場で入れていただく良い機会ではないかと思った次第です。

先般、外務省様のNGO相談員とJICAの国際協力推進員が一堂に会して、意見交換するという会が初めて持たれました。国内協力推進員の存在をよくご存じの方と、耳慣れない方がいらっしゃるかもしれませんが、近藤は国際協力推進員の1人です。JICAは各県や政令指定都市に、必ずしも全部置けない状況にはなってきてはいるのですが、推進員を置いて、センターだけではできないことがたくさんあるので、より地域に近い所で行っているという人材がいます。

それらの者と、NGO 相談員が一堂に会して話をするという機会がありました。NGO 相談員のアイキャンさまとこちらの名古屋 NGO センターさんが中部のほうの相談員としてなられているので、もしそこでまたわれわれのほうにフィードバックいただけることがあれば、大変ありがたいと思います。

最後に、新しいスキームとして、本年から草の根技術協力事業の支援型という形で、今まで JICA を通じた国際協力に参入いただいていなかったという方々に、もう少しご一緒にさせていただけるようなスキームとしてつくった支援型というものがあります。そちらの審査が続いている段階です。今回、中部のほうからは8件のご応募をいただきました。8件というのは全国的に見ても非常に良い数字だと思っています。いろいろな方に門戸を開き

なさいというのが外部からの JICA への指示であったわけですが、その指示に応えられるような形になって大変良かったと思っています。皆さんが中でいろいろと情報共有や交換をしていただいて、応募などにも勧奨していただいたおかげだと思っています。お礼申し上げます。これからもぜひよろしくお願いしたいと思います。以上で開会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

中島 ありがとうございました。それでは、1番目の報告事項、2015年度草の根技術協力 の応募条件について、小原さん、お願いいたします。

小原 2015 年度の草の根技術協力の応募条件についてです。2015 年度から草の根の制度が変わって、新パートナー型、新支援型と二つのスキームです。新パートナー型は、例年どおり年 2 回の募集となっています。7 月に 1 回目、12 月に 2 回目の応募を締め切ったところです。7 月は全国でいうと 37 件の応募があって、この中から 12 件が採択されています。第 2 回目は 12 月 2 日に締め切りました。たまたま同じ数なのですが、全国で 37 件の応募があったと聞いています。

中部地域ではどうだったかというと、残念ながら 2 回とも応募がありませんでした。これはわれわれとしても残念な結果ということで、今後パートナー型に応募いただける団体を積極的に見つけていかないといけないと思っています。幸い、次回以降のパートナー型の募集にあたっては、若干コンサルテーションに来ていただいている大学や団体もありますので、次回 6 月の募集のときには応募していただけるのではないかと期待しています。

支援型の方は、本年度から新しい制度が始まりました。こちらのほうは、11 月の年度 1 回の締め切りということになっています。全国的にいうと、応募件数は 65 件ありました。 JICA 中部は 8 件の応募があったということです。現在審査中で、結果は 1 月中旬に出る予定です。

8団体の中身ですが、NGO が 4 団体です。法人格を持たない任意団体からの応募が 2 団体、公益法人からは 2 団体、合計 8 団体ということになっています。以前の支援型は、1 回実施したら 2 回目はパートナー型に移行してくださいという制度だったのですが、新しい制度になってからは 3 回まで実施していただけるという制度になっています。これを活用していただいた団体が 2 団体あるのですが、過去に支援型を実施していただいた団体ということになっています。そういう意味では、新しい制度の改善点を活用していただいた団体ということになろうかと思います。 全国で 65 件の応募があったというように申し上げましたが、昨年度の古い支援型の制度では、1 回目が 18 件、2 回目が 12 件、年間を通じて合計30 件の応募がありました。これと比べれば、年間ベースでいっても倍の応募をいただいたということになっています。数字だけを見れば、より多くの団体に活用していただける制度として、1 回目に関しては意識していただいているのではないかと思っています。

最後に地域提案型ですが、こちらのほうは2014年度に補正があった関係で、本年度は一

般の募集は行わないということになっています。結果から申しますと、JICA 中部の管内では地方自治体から 3 件の案件が採択されています。規模としては、中部の規模からいって東京、大阪、中部の順で件数を採択しているので、通常の採択件数なのではないかと思っています。以上です。

中島 この件に関して、NGO側から質問などはあるでしょうか。

龍田 今聞いてはいけないことかもしれないのですが。今度の新支援型からは、各地域センターで選ぶというようなお話ですが、8件のうちどれぐらい通るのでしょう。

小原 そこは審査中ということもあって、お答えは控えさせていただければと思います。 あと1カ月と少しお待ちください。

山崎 応募までのプロセスで、何か感じたことはありますか。

小原 8件のうちで、かなり前からご相談をいただいていた所が8割ぐらいだったかと思います。一方で、直前にご相談に来られたという団体も複数ありました。長い期間いろいろと皆で意見交換、コンサルテーションをさせていただいた団体は、例えば提案書に書けない情報などもわれわれはいただいています。それから、在外事務所のコメントもお伝えできているので、早めにご相談をいただいたほうが、JICA側の理解や案件の理解というのは深まるとわれわれは感じています。そのことが、われわれが今回初めてやった中で感じたことかと思います。また協議事項のところで触れたいと思います。

山崎 もう一つ良いですか。パートナー型の応募がゼロということですが、該当する NGO が見当たらないということなのか、事前のアプローチなり根回しが弱かったのか、具体的 にはどのような感触なのでしょうか。

小原 中部地域では、今既にパートナー型を実施していただいている団体以外に、われわれがコンタクトをしている団体は非常に限られているというように思っています。一方で、今実施しているパートナー型の2件は、NGOと大学という形で実施していただいています。NGOのほうは、主だったところが既に実施中だということもあって、なかなか新しいNGOが出てこられていないというのが、私個人の感想です。

中島 ありがとうございます。他の方はよろしいでしょうか。本当に新しい試みで、権限が JICA 中部に委譲されて、地域の NGO と一緒につくっているという形になっています。まだどんどん件数が増えるようにしています。それでは、2 番目の草の根技術協力の手続きの

変更についてお願いいたします。

小原 今年度は会計検査があるなど、手続き面でいろいろな見直しが行われた年というように認識しています。その一つが、業務実施ガイドラインの策定についてです。これまでは、ルールとしていろいろな手引きなどがバラバラにあったのですが、業務実施ガイドラインと会計処理ガイドラインの二つに統一されたということです。主な改正点については、1月末に草の根連絡会というものを開催する予定ですので、そのときにあらためてきちんとご説明をしようと思っています。

ポイントとなる点について順番にご説明します。消費税については、草の根技術協力の委託契約は、JICA 的にいうと課税取引ということになります。従って、免税事業者ではない NGO や団体については、通常の取引と同じように消費税込みの契約をしています。一方で、草の根技術協力を実施していただいている団体には、免税事業者と認定されている団体があります。ここでなぜ今回 JICA が消費税のことを言ったかというと、税務署への申告のときに、草の根技術協力の契約を免税取引、非課税取引と勘違いされて申告をされているケースがあり、草の根は課税取引ですという説明をして、契約書上も課税取引であることを明示するような記載にしていただくという内容です。

例えば、免税取引として申告してしまうと、税務署によっては課税取引ではないかということになることがあります。免税団体だったのが課税団体になり、免税団体としての認定を取り消されてしまう、もしくは継続できないケースが発生してしまうと、JICA は消費税分を払っていないので、団体さまにかぶっていただかなくてはならないというリスクが生じてしまうということがあります。この辺りはもう少し事務的に連絡会のときにご説明して、新たな応募の際には個別にきちんとご説明をしていく必要があると思っている事項です。

2点目は、会計検査の指摘に対する対応についてということです。会計検査の指摘が2点あって、大きくいうと額の確定についてということと、事業効果の評価についてという2点が、最終的に会計検査の検査報告に処置済み事項として記載された項目です。額の確定についての中身は二つあります。一つは、業務従事日数の妥当性をきちっと確認してから人件費を払いなさいという指摘です。この指摘に対応するために、業務月報というのを導入させていただいて、これに基づいて業務に従事した日数なり期間の確認をさせていただくということになります。

2点目は、宿泊料の計上および精算方法の見直しです。これも会計検査のときに指摘されたのですが、通常、JICA の場合は日当宿泊料として滞在費をお支払いしているのですが、団体の中に、ホテルではなくて、事業の現場に家を借り上げて、そこに寝泊まりして活動していたケースがありました。これについては、日当宿泊料という形ではなくて、家賃という形で払うほうが適切ではないかというご指摘をいただいたので、それは実態に応じて費用を見るという方式に変更したということです。それから、事業効果の評価についてと

いうことですが、これに関しては今後幾つかの取り組みを予定しています。一つ目が、特定の地域や課題を対象とした、第三者の視点を入れた調査の実施ということで、JICA が第三者にお願いして実施するということになります。

次は、アンケート調査およびフォローアップ調査の実施という項目です。フォローアップ調査については、JICA が主体的に実施するということになります。アンケート調査に関しては、事業終了後の現況にかかるアンケート調査を、NGO に答えていただく形で実施することになります。事業終了後、一定期間たった後に、JICA から団体のほうにアンケートを送付させていただいて、記入してご回答いただくということをさせていただきたいということです。このことが昨年度、会計検査などの JICA 内部での見直しによって大きく変更になった点です。

もう 1 点だけ連絡会でご説明をしたいと思っている事項があります。マイナンバー制度の導入についてです。1月からマイナンバー制度が導入されて、その対応をどうするかということで、JICA 内で手続きをしているところです。NGO 団体に草の根の契約に関してご注意いただきたいことがあります。一番対象になるのは、外部の方にお願いしたときに、謝金を払うときの源泉徴収が発生するときには、一応マイナンバーを入手していただいて、事務処理をする必要があるというように思っています。

マイナンバーの取り扱いについては総務省のホームページにあるのですが、取り扱いを 慎重にしないといけないということです。JICA も恐らく1月以降の契約には、委託した団 体に、適切にマイナンバーの取り扱いをしていただかないといけないという情報が入って くることになるので、具体的な話は個別にご相談させていただくことになると思います。 そのような事務がマイナンバー制度の導入に伴って発生してくるケースがあるので、いろ いろとご相談をさせていただきながら進めていきたいと思っています。以上です。

中島 手続きの変更について、NGO側のほうから何か質問がありましたらお願いします。

龍田 消費税に関しての変更は分かったのですが、例えば地域の方にとっては、法人税法上の扱いなどはどうなっているかということを知りたいと思います。マイナンバー制度に関してなのですが、取り扱いについては大きな企業は外部委託をしてしまって、内部の人間は人事でさえ知らないという形に切り離すのですが。中小企業でさえとても負担が大きくて、一部の通達では中小企業に関してはそこまで求めない、従業員のマイナンバーが付いてなくても受理するなど、いろいろなことがいわれている中で、ましてやNGOの方がマイナンバーを知って漏らしてしまうと、かなり大変なことになってしまいます。そのことについて、企業以上の対応を求めるというのは大変なのではないかと思っているのですが。

小原 JICA が求めているのではなくて、総務省が求めているのです。JICA は総務省のルールに従って、淡々としているだけということです。残念ながら、JICA がどうこうできると

いうものではないというのが、現時点での JICA の認識です。

龍田 総務省のほうから、通達でいろいろと出ているものがあるのではないかということです。中小企業に対してある程度よく扱うというのは。

小原中小企業をよく扱うという話は、われわれは承知していません。

中島正人 マイナンバーのことで、少しどうかなと思ったので発言したのですが。私も公務員で、職場でマイナンバーの写しの提示を求められているのですが、個人的には憲法違反だと思っているので拒否しようと思っています。どこまで抵抗できるか分かりませんが。過去に国会でも何回もあのような形の提案があって、議決に至らなかった法案が今の政権下で通ってしまって、とてもおかしいと私は思っています。この問題で、小さな NGO で謝金などが場合に、源泉徴収表に伴ってマイナンバーの付記を求められれば、JICA 側から提供を求められたら拒否するというようになると思うのです。そのようなことを迫られた場合には。ですので、JICA 側としても総務省に対してこのような現場の声を踏まえて意見具申はできると思います。そのことを、ぜひ強く要望していただきたいと思います。

小原 われわれのほうで意見を総務省に伝えるということについて、NGO 協議会の場でそのような意見が出たというのは、東京のほうにつなぎたいと思いますが、JICA では恐らくそのような話にはならないと思います。

熊谷 決まってしまっているのです。

小原 マイナンバー制度の中で、われわれが承知している範囲でお答えすると、仮にマイナンバーの提供を拒否される方がおられた場合の取り扱いについては、総務省のホームページに出ています。国税税務署に源泉徴収の書類を出すときに、マイナンバーの提供をしていただけなかったということを備考に書いて、マイナンバーを記入せずに税務署に提出するという事務ができるということのようです。

小原 理由を伏せて、マイナンバーなしで税務署に申告することも認められているようです。

熊谷 そうぜざるを得ないので、そうするということです。

小原 そのような例があるようです。マイナンバー制度に関しては、まだ総務省のホームページを見て勉強しているので、われわれのほうとしても、マイナンバー制度はこのよう

なものですという説明はできないのです。総務省のホームページをご覧いただければと思っています。

龍田 JICAに提出する必要はなく、税務署に提出するということでしょうか。

小原 JICA が事務をするときに、マイナンバーを確認する必要が出てきます。そのときに、 ご提示いただけるケースとご提示いただけないケースが発生したときに、ご提示いただけ ないケースの場合には、理由を付記して税務署にマイナンバーなしで書類を提出すること が認められているというように、お考えいただければと思います。今のケースは JICA が直 接する場合です。JICA が直接謝金をお支払いした場合には JICA の事務になりますが、委託 の中で謝金をお支払いいただく場合には、NGO にしていただく事務ということになります。

龍田 大体分かったのですが、確認です。例えば、草の根で謝金を払ったという場合は、NGO から税務署に報告するのであって、JICA にマイナンバーを報告する義務はないということでしょうか。

小原 それは恐らく、マイナンバー制度に対する重大な違反ということになります。税務 処理のみマイナンバーを使いなさいということになっていて、JICA の中の部署間でもマイナンバーを提示してはいけないということになっているので、JICA が求めることもありません。

杉本 お伺いしたいことがあります。ガイドラインの改定についてです。昔、パートナー型をつくるときには NGO と JICA が専門員のような者を出して、NGO と JICA と何年も協議してつくっていろいろと改定してきたということがあります。JICA 本部が各地の JICA へ変更方針を出すのは当然です。JICA がガイドラインを改定する場合に、NGO もそれを見て処理方法など変えるわけなので、お互いに良くなるようにしたいということです。それについては、例えば JICA のみでガイドラインの改定が行われたのか。NGO 側からも協議委員が出て、そのようなものが開かれて、NGO 側からもそのような人が入って、ガイドラインをつくっているのかということをお聞きしたいのですが。

小原 会計検査院の指摘に関していうと、残念ながら、そのような NGO に入っていただいて、意見交換をしながらつくったというプロセスは取っていません。途中でご報告の形で、話をして、了解をいただいたというのが今回のプロセスだったというように思います。JICAとして、その会計検査院の指摘に対して NGO さまの立場も踏まえながら、最大限の交渉をした結果がこのような形になったというようにご理解いただければと思います。

龍田 基本的に、会計検査院が JICA に入っているという状況です。各 NGO にも調べに行って、それの指摘事項ということです。

JICA の中では国内事業部が対応されていて、その過程でコーディネーターを通して NGO の意見も聞いています。国の制度上では、会計検査院の指摘事項については何らかの対応をする必要があるので、今までの経緯や NGO との対話がどうであれ、修正せざるを得ないというような感触を得ています。

杉本 少し趣旨が違ってきていると思います。パートナー型というのは、パートナーとして NGO と JICA が対等な立場であるということで、このような名前が付いたという歴史があります。最初のガイドラインは、それに基づいてつくられてきているということです。私も実際に担当者をしていますし、そのようにしてきました。けれども、10 年以上たつので変わってきます。

変わってくるときに、最初のガイドラインからだいぶたつので、前のような JICA 委員と NGO 委員が出て話し合って、例えば宿舎の問題などは現地や国によってかなり違うので、幅 があるのは当然のことです。それを詰めながらしていくということは、どちらの担当者も 苦労すると思うのですが。それをスキームのような形できちんとそのようになっていると いうことが、ある程度 NGO 側としても対等だというようにいえるのですが。

JICAがこのように決まりました、このようにしてくださいというようになっていくのは、最初の趣旨からも実際の運用からも離れていくのではないかという危惧を感じています。昔のとおりしてほしいと言っているわけではないのですが、NGOと JICA が対等であるというようにしてほしいのです。それについては、会計検査院が何を言おうと関係ないことなので、そのようなスキームがもしもなければ、このようなガイドラインのときにはぜひそのようなものをもう一度つくるなりして、NGO 側からもしっかりとアプローチして、しているというような形をしないといけないと思います。

協力を長くしてきての経験ですが、そのようなことがスムーズにいくためには、JICA の主張を出されて、文章だけ変わって。実践していくときに直してくださいというようなことだと、半年なり 1 年かかってしまうということがあると思います。事前によく分かっていたほうが良いというために、そのような形でしていないのであれば、ぜひそのようなことを検討していただきたいという意味です。

小原 杉本さんのご意思はよく分かりました。JICA としても、時間的な余裕があれば、NGO の皆さんの声を聞いて制度の変更をするということで、そのようなアプローチを引き続き 行っていくということかと思います。今回の場合には、会計検査院の検査の中で、JICA として受け入れざるを得ない実態があって、そこを指摘されてしまったということです。そのような事情もご理解いただければと思います。杉本さんがご指摘のとおり、可能な場合にはできるだけ NGO の皆さんの声を聞きながら進めていくという、基本は変わってないと

いうようにご理解いただければと思います。

杉本 はっきり言って、ガイドラインはほぼ毎年変わっています。草の根パートナー型をしていない人は分からないと思いますが、このような条件で働き始めたのに、次はこのような条件に変わりました、3年たつとこうなりましたというのと同じことです。私もいろいろな助成団体と付き合っていますが、このようなことは非常に少ないといいますか、JICAだけなので、そこをもう少し改善できないかと思います。

小原 貴重なご意見として東京のほうに伝えたいと思います。われわれも同様のコメントを東京のほうにしています。NGOの皆さんがそうお感じであるということは、われわれのほうも真面目に受け止めたいと思います。

中島 協議会は、JICA と NGO がパートナーとして、いろいろとコンセンサス取りながら進めていく場でもあるので、今の意見を今後の参考にしていただけると思います。第 2 回 NGO-JICA 協議会の報告を、龍田さんのほうからお願いいたします。

龍田 全国版のNGO-JICA協議会は、年に4回あります第1回が6月から7月にかけてありまして、第2回は9月にあります。第3回は明日東京であります。第2回は、毎年大体地方開催ということで、本年は九州の福岡であります。昨年は高松だったと思います。来年は恐らく札幌だろうと言われています。各地域の、そこで開催した所の共同が進んでいくというような傾向があります。今回の地域開催は、比較的地域におけるNGOとJICAの連携のスキーム等をよく話し合うということです。

資料の2の4を見ていただくと、ダイジェスト版の議事録というのがあります。1から6まであるのですが、1はNGO支援事業を通じたJICAの活用法ということで、これが主な協議内容です。大体60分かけて協議します。2から6に関しては、ほとんどが報告内容です。1に関しては、後ほど詳しくご報告したいと思います。2に関しては、今コハラさんのほうからご説明があったものの概略のような、きちんとガイドラインに落ちていないようなものです。会計検査院の監査に基づいて変えなければいけないというような趣旨の話がありました。

3番目については、民間連携におけるスキームということで、幾つかの新しいスキームが 採択されています。NGO に関係があるものについてご紹介があったというものです。4番目 が、世界の人々のための JICA 基金というものですが、比較的規模の小さい NGO が使える、 年間 100万円の基金ということでした。本年は多数の応募があって、そのうちの 15 件が採 択されたということです。昨年並みの採択件数だったと思います。

5番目に関しては、1号業務へのNGOの進出の可能性を検討するということです。1号業務というのは本体業務と言われているもので、ODAの大きなプロジェクトです。技術プロジ

ェクトなど、JICA 本体のものです。主に関心を持っているのは、インターナショナル系のNGO が多いのですが、ワールドビジョン、セーブ・ザ・チルドレンなど、そのような所になります。タスクフォースをつくって話し合いを進めているというような報告がありました。6番目が、活動の質向上に向けたNGO の取り組みということです。JANIC を中心にこのような取り組みをしているのですが、支援の質とアカウンタビリティの向上のためのネットワークが立ち上がったということで、この地域だとアイキャンも属しているということで、その報告予定がありました。

詳しくご紹介したいのが、1番目のNGO支援事業を活用したJICA活用術というものです。NGO支援事業というのは、主にNGO向けの研修事業を総称したものです。最近盛んに行われているのは、PCM研修です。JICA中部でも何回か行われて、私も受けましたし、地域のNGOもかなりお世話になっております。あとは、アドバイザー派遣事業、地域提案型NGO研修、NGO基礎力アップ研修ということが主なものなのですが、さらに他にも細かいものがあったと思います。

これについては、現在改編、改良といったものが検討されていて、それについてどうすべきかを、本年のNGO-JICA協議会の重点テーマとして話し合いが進んでいます。一つの流れとしては、地方分権と言って良いかは分かりませんが、地域にどんどん権限を委譲していこうということです。地域提案型NGO研修も、もしかすると地域でしてほしいという形になっていくかもしれませんし、他のかなりの部分も地方分権が進んでいくということです。

もう一つ話題になっていたのは、開発教育をどのように扱うのかということです。ターゲットとして開発教育を主な事業としているところも踏み込んだ研修事業にするのかというところです。NGOのほうからは、多くの要望として推進員さんと一緒に出前講座に出掛けるなど、連携した開発教育分野でも、開発教育の研修も含めていろいろな可能性があるのではないかという議論が出ています。

NGO 支援事業というのは現在の JICA 東京の管轄事業であって、開発教育のほうは JICA 地球ひろばの市ヶ谷の管轄で、部署が違います。今は別々の所でしているので、その辺りの調整はまだできていません。ただ、流れとしては各地域の NGO と JICA の連携をうまく活用しつつ、いろんな研修事業を行っていくということです。もちろん草の根もそうです。連携、協働というのが、各地域における協力がとても重要になってきているという流れです。

本年度の第2回NGO-JICA協議会では9月1日に本会議がありましたが、翌日の2日には全国のネットワークNGOと関連部署、NGO支援事業の関連部署や国内事業部の人たちとの間で、地域ネットワークとの会合が開催されました。テーマは、NGO支援事業をどのように活用するかというようなことです。先ほどクマガイ所長のほうから、開発協力大綱のほうで地域における連携ということが表明されているというお話がありました。JICAとしては、昨年からの大きな流れとして、地域における地域センターとNGO、あるいは地域センターと大学などのほうに、これまでよりはかなり向いているというような形です。以上が本日の

報告です。

中島 続きまして、開発教育と地域の NGO の連携について木村さんのほうからお願いいたします。

木村 開発教育についての現況についてご説明させていただきます。開発教育支援事業のほうで決まっているものについて、研修というくくりでは二つあります。開発教育指導者研修と、教師海外研修です。教師海外研修は教員をターゲットにしていますが、教師海外研修の受講者は開発教育指導者研修も受講しています。開発教育指導者研修には、NPOに所属している方も参加されているので、そういったところで、地域のNGOや学校関係者など、私どもの開発教育支援事業に携わっている、いろいろなかたがたが参加することによって、情報共有の場にもなっているのではないかと承知しています。

先ほど、龍田のほうから地球ひろば推進課が開発教育事業を担当しているということがありました。12月19日と20日に、教師海外研修に過去参加された先生がたの何名かが、一堂に会して、これまでどのような研修、実践を行ってきたか、恐らくそういったところに地域のNPOとも関わりながら行っているということもあるかもしれませんが、そういった情報共有をしながら、各自どのような教材を使いながら実践に取り組んでいるかを共有する研修の場が設けられる予定になっています。また、開発教育とはずれるかもしれないですが、12月1日と2日に全国国際協力推進員会議がありまして、国際協力推進員と地域のNGOの皆さんとの意見交換を行うセッションが設けられました。グループに分かれてどのような活動ができるか、意見交換されたと聞いています。今後、推進員が直接NGOで情報共有させていただくこともあると思います。そういったところでも、開発教育であったり、他の事業になるかもしれないのですが、意見交換の場を持つことができてきたというように思っているところです。以上です。

中島 以上の開発教育と地域NGOとの連携の報告に関して、何かご質問はありますか。よろしいでしょうか。最後の報告事項に移りたいと思います。名古屋 NGO センターの活動報告です。10月28日、29日の2日間、CANGO (China Association for NGO Cooperation)の受け入れをしました。CANGO は国連の経済社会理事会のスペシャルコンサルタントステイタスを持っているということですが、中国全国のNGOネットワークで、日本でいうと JANICに当たるような NGO ネットワークです。備考の所にもあるように、農村開発、保健医療、環境、ジェンダー開発、NGO の能力強化、政策提言、調査研究などを進めています。特に、JICA 様との協力で東アジア市民フォーラムというものも、CANGO も主催団体の一つとして関わっています。

メンバーの7名のうち3名が看護のスタッフで、2名は内モンゴル、1名が西安、1名が 四川からのメンバー団体で、それぞれ環境、子ども、女性、ジェンダー開発、防災・減災 に取り組んでいただけるということです。最初の日に日進市の NPO 法人、あいあいの家を訪問して、介護サービス、学習困難児、外国人支援など、ボランティア精神で初めて自主的な活動をモデルとして行政に提示し、今ではプロとして地域社会や日進市から信頼され、託される存在になっていたということを学びました。次に AHI を取り巻く諸施設で、特に介護、終末期医療について学びました。一方で、中国では大都市でしか福祉が届いていないという現状があり、裕福でない高齢者の方が非常に困難に直面しているということが、中国側からも共有されました。

10月29日には、名古屋 YWCA との交流、特にジェンダーの取り組みの経験の共有があり、その後に理事との懇談夕食会が持たれました。特に、ジェンダーの取り組みについては、先進事例は中国が進んでいるという感想を持ちました。理事との懇談におきまして、名古屋 NGO センターとの関連におきましては、政策提言に関して意見交換が特にできました。中国における NGO の社会的な認知度は高くなくて、結果として資金集めに大変苦労していることや、政府による NGO の選定があり、海外 NGO を管理する法があるなど、海外 NGO が中国で活動するときには、CANGO と連携しなくてはいけないなどのいろいろな制限があるということが分かりました。

今回は東京と愛知の訪問となったのですが、東京では公式の会議のみであったのに対して、愛知では日進市と名古屋市という、地域で現場を訪問して地に足の着いた活動を人との出会いを通して学べたということは、特に CANGO のメンバー団体にとっては非常に参考になったのではないかと思います。政治的には非常に難しい状況にある両国ですが、双方の NGO の交流を通して、理解と連帯を築く機会なったのではないかと思います。今後は、中国の NGO と名古屋 NGO センターが経験交流を重ねていくことができればと思っています。以上です。

小原 まず、1 点目の 2015 年草の根技術協力新支援型の傾向とポイントについて、私のほうからご紹介したいと思います。提案書を読むにあたって、幾つかのポイントがあるような気がします。一つは、現地での活動の実績がある団体とない団体があるということです。活動の実績がある団体は半分ぐらいで、残りの団体はこれを契機にこれから取り組みたいというようにお考えの団体でした。現地での活動の実績がある団体のほうが、現地の事情や現地で一緒に活動するパートナーがきちんと決まっているということもあり、提案内容もより具体的な提案をしていただいているという印象を持っています。

2点目は、現時点でのパートナーの部分というところです。実際に活動するときに、とても大きなポイントだと感じています。現地では、パートナーがいたとしても必ずしも十分な能力を有していないケースが見受けられました。その際には、コンサルテーションのときから、その辺りははっきりしていただいたほうが良いという話をさせていただきました。3点目は、これから活動を始めようというNGOについてです。とても熱意があるのですが、受益者の特定ができていなくてこれから受益者を特定しますといったことや、どこの村でするのか決まっていないというようなところがあります。そのようなことだと、実際に活動に入っていくにあたって、とても苦労されるのではないかというような印象を持ちました。

4 点目は、経費の妥当性というところです。3 年間で 1000 万円という枠の中での支援になるのですが、人件費や旅費、現地でのパートナーも含めた実験費や活動費などの経費があります。その中で、いかに経費の支出に対応しながら活動しているかということです。経費を見ると、この活動はこのぐらいの規模だということがわれわれには分かるのですが、そこが少し弱い団体もいたというような印象でした。

今申し上げた 4 点は、審査する側として一番ポイントになる、関心を持って見させていただく部分です。われわれのほうでコンサルテーションを長くきちんとさせていただいた団体さまには、今の 4 点のようなことも含めていろいろとお話をさせていただいています。ここのところは、コメントなりご指摘をさせていただいても、指摘を受け止めて現地でアレンジなり計画を練り直せるかというと、現地でのネットワークやコミュニケーション、現地でのパートナーとの調整というところに苦労されている団体もあったという気がします。

結論から言うと、できるだけ早めにご相談に来ていただければ、いろいろとお話をさせていただける機会や時間が取れるので、周りの NGO にそのようにお勧めいただければと思います。対象地域ですが、 アフリカが 2 件、南西アジアが 3 件、東南アジアが 2 件でした。全国的には分からないのですが、これまでに JICA 中部でしていた草の根の全体の傾向からいうと、アフリカが 2 件あるということは今回の特徴かもしれません。 JICA 中部の経験からいっても、しやすい東南アジアのご提案が多かったような気がします。今回は東南アジアと南西アジアが中心で、アフリカが若干あったというようにお考えください。

2点目の協議事項として、中部地域における協働の在り方というところで、協働のハンド

ブックの改定も踏まえてということで、龍田さんのほうからお願いします。

龍田 よろしくお願いします。中部地域は、もともと全国的にもNGOとJICAの協働が進んでいる地域といわれています。1990年代から既に連携が始まっていて、最近に至るまで先進地域として全国の協働をリードしてきた経緯があります。2015年度から草の根の技術支援の新支援型が開始され、より多くのNGOが応募、参加するようになってきました。そのような中で、NGO-JICA協議会においても単に草の根だけではなくて、NGO支援事業や地域提案型の研修等が開発教育の分野においても、地域での連携ということを少しずつ話し合っているところです。地域におけるNGOとJICAの連携が重要になってくるという段階です。

今でも良好な共同の関係ですが、さらに発展させるために、こういった現状を見つめ、 在り方を見つめ、さらにどうしていったら良いかということを話し合うような場を持って はどうかというのがご提案内容です。特に中部地域においては、先進地域としてこれまで もさまざまな協働の優良事例を出してきていて、全国的にも非常に注目されています。地 域協議会という枠組みも、全国初の試みとして定例化しています。

その中でつくり上げてきた協働のハンドブックについても、他の地域から類似のものを考えたいというような話もあります。これも多くの地域に大きな影響を与えているというように考えられています。協働のハンドブックの中にも書いてありますが、2年に1回ぐらいは見直しの作業をして、時代に即したものにしていこうということになっています。

中部地域はとても連携が良いというイメージなのですが、かつては中部地域が全国的に 衝撃を与えた事件がありました。いわゆる親子発言事件というものです。これは JICA の事 業を受託しているのであれば、JICA が親で NGO が子なので、仕様書に書かれていない JICA の依頼も受け入れるべきだという不適切な発言を JICA の職員の方がされたという事件でし た。一方で、適切な経理処理について NGO の認識が甘いということも起き得ます。そうい ったことがないように、率直に話し合うような場を持つということが重要かと思います。 2012 年度に協働のハンドブックを作成した時に行った内容をもう一度してみればどうかと いうことです。

実際に 2012 年度にどのようなことを行ったかというと、協働の利点を探していき、どのように協議を発展させていくのかというようなワークショップをしました。このときは、各県の推進員や調整員、次長を含めて皆が参加して、地域の NGO も 10 団体以上が参加して、協働によって得られるものというようなものも含めて、振り返った経緯があります。とても良かったことは、そのときの担当者や関係する人だけでなく、上司の方も含めて、最後は所長も含めて、本当はどのようにお互いが思っているのかということを共有したということです。それまで少しギクシャクしたところが、比較的スムーズにうまくいったという経緯があります。そういったものをもう一度この機にするということがとても意味があると思い、提案させて頂きます。

この地域協議会では、コーディネーター会議を開いて調整していますが、少し広げて拡

大コーディネーター会議というような形で、どのように進めていくのかということや困り ごとも含めてご相談させていただきたいと思います。その上で、作戦を考えて、できるだ け多くの関係者の人が参加するようなワークショップを開いて、改定作業をしてはどうか というご提案です。実際に得られるアウトカムも重要なのですが、プロセス的に一緒にし ていくという作業が重要で、前回のときはかなり良い影響を与えました。そういう意味で、 プロセス、参加範囲というのを、ある程度確保しながら行えれば良いというように思って います。以上です。

小原 JICA 側のほうからコメントしていただけますか。お願いします。

竹内 私のほうから口火を切らせていただきたいと思います。この地域における NGO と私 どもの関係は、かなり建設的な関係なのだろうというように思います。これまでの諸先輩 方の積み上げがあってのことだと思っていますし、その具体的な成果として協働のハンド ブックであったり、事例集だと思います。その当時の双方のいろいろな意見などが対等な 立場で述べられて、まとめられているのですが、もう丸 3 年ぐらいたっているので、今ご 提案があったとおり、もう一回皆でワークショップなどをしてみる良い機会だというよう に思います。

やるからには、どのような形でまとめていくのかということもイメージしなければいけないと思います。そのときと比べると代替わりしているということもありますし、3年間一緒にさせていただいた中で皆さまいろいろなお考えがあると思うので、そのような考えも意見交換するということも意義があると思います。龍田さんがおっしゃったように、プロセスも重要な成果だと思います。

やり方については、龍田さんにご相談させていただきたいと思っています。私どもの台 所事情を申し上げますと、3年前と比べると、頭数的な体制でいっても脆弱になっていると ころがあります。例えばの話ですが、どの程度の人数を割くと良いかというところは、私 どものほうで少し整理させていただく必要もあります。せっかくの良いご提案であり、個 人的には非常にありがたい時宜を得たタイミングだと思います。一方で、私の立場からす ると、ご相談させていただきながら今後は進めていただきたいと思います。よろしくお願 いします。

小原 ありがとうございました。他に NGO 側から何かコメントがあれば、お伺いしたいと 思います。協働ハンドブックをご覧になった方で、龍田さんのご提案の 2 年に 1 回ぐらい 見直して、環境の変化に応じてというようなところでいうと、ここのところは少し見直し たほうが良いというようなポイントがあれば、おっしゃっていただければ良いと思います。

門田 状況が変わっているということで、例えば国際理解教育セミナーなども、国際協力

推進員、国際センター、国際交流協会とNGOで、ここ10年以上協働という形で開催してきたのですが、昨年は形を変えてということになってきています。。あとは、以前 JICA 中部と協働で開催した広報の研修など、実際に行ってきた事業の中身も、ここ3、4年でだいぶ変わってきているということがあると思います。時代に合わせてもう一回振り返って、人も代わっていることですし、協働のハンドブックというものがあることを知って、今の状況に合わせて再検討することが必要ではないかとコーディネーター間で話しています。それで、本日はこのような提案をさせていただいたという形になります。

小原 他にありますか。協議事項の中に入っているのですが、JICA のほうもいろいろな事情があるようですので、ここで結論を出すというよりも、中身については別途詰めさせていただければということだったかと思います。この協議会での結論としては、それでよろしいですか。

龍田 規模や内容については、今後お話し合いさせていただくとして、それに向けてのアクションを拡大コーディネーター会議で進めていくということでよろしいでしょうか。

小原 進め方自体はまたご相談させていただくということで、本日のところは次の話し合いを早めに持つということでよろしいですか。コーディネーター間で日にちの設定などということをして、前に進めていくようにしたいと思います。どうもありがとうございました。協議事項としては以上になります。その他のほうに入りたいと思います。門田さんのほうからお願いします。

門田 その他のところで追加です。本日、何度か NGO 支援事業の話がありましたが、JICA 東京が主催の地域 NGO 提案型研修、本年度からは地域提案型 NGO 組織力アップ研修というように、若干事業の名前が変わったと聞いていますが、その研修を何年か当団体が受託しています。本年については、お配りしている緑のチラシで、ほぼこれで確定というような内容になっています。地域の企業と地域の NGO が、研修の中で実際に出会って連携できる機会をつくるということを目的にした研修です。今年は、企業やロータリークラブ等とつながるための、プレゼンテーションの技術を磨くという研修を予定しています。

JICA 東京と打ち合わせをさせていただく中で、少し遠方の静岡、三重といった所からもご参加いただきやすいように、交通費等の補助も入れています。各県の推進員の皆さまには、今週末にメールでご案内させていただいて、各地域でこういったニーズがありましたら、ぜひご案内下さいとお願いしています。JICA 中部会場を 4 回ほどお借りする予定になっています。よろしくお願いします。ありがとうございます。

小原 どうもありがとうございました。その他、ご発言したい方がいらっしゃればお願い

します。よろしいですか。それでは、最後になりますけれども、西井理事長のほうからご あいさつをいただければと思います。よろしくお願いします。

西井 本日も、JICA 中部の皆さまと真摯な話し合いをできたことを感謝申し上げます。たくさんの報告事項もありましたし、協議事項についても滞りなく済みました。今回が 8 回目ということですが、NGOのほうでも、このような協議の場でどのような話し合いをするのかということについての、必要な経験を積みながら、JICA 中部の方々と信頼関係を築いていくことができたことは、非常にうれしく思っています。協議事項の二つ目の所でもありましたが、協働のハンドブックのことについては、今後ワークショップを通して、また新たな展開を考えていくことになると思います。

JICA 中部と名古屋 NGO センター、あるいは中部地域の NGO との共同は随分長く、20 年近く良い経験を踏まえているかというように思います。その中で、それぞれの時期にいた NGO の関係者、あるいは JICA 中部の方たちとの間に信頼関係、共感、理解などといったことが生まれることによって、一つの連携事業を行っていこうという雰囲気が生まれて、それが連綿と続いているというように思っています。それを一つの形として表したのが、連携のための協働のハンドブックだというように理解しています。

NGO 関係者は割と長くこの地域に住んでいるのであまり入れ替わりはないのですが、JICA 中部の方々は何人かの方がお代わりになったということがあるかと思います。信頼と共感などを築き上げていく時間が、非常に重要です。JICA の方々は早い方だと 2、3 年で代わっていかれるという中で、どのように信頼や共感を築いていくかということが私たちの課題でもあると思います。さまざまな事業を通じて、そのような連携が築けてきているのですが、会計検査院から指摘があって、ある程度は NGO 側のほうでも、踏まえなければならない会計上のルールなどがあるということが分かりました。

以前は、NGOセンターと連携で行う事業に関しても自由契約という形で行われていたのが、今は入札という形になってきています。そこに別の契約関係が入ってくるというような状況があります。そのような中で、どのようにして共感と理解、相互信頼を築いていくかというようなところが、これからの重要なポイントではないかと思います。ハンドブックについても、ぜひ議論を深めて、新しい関係づくりのところで一歩踏み出していければ良いと思っております。

今年2月に0DA 大綱が改定されて開発協力大綱となり、新しい大綱においてもNGOとの連携を強化するということですので、JICA 中部と私たち名古屋NGOセンター、及び東海地域のNGOとの間の連携関係を強化していければと思っています。このような協議の場は非常に貴重ですし、その結晶としてのハンドブックは全国にはないものなので、引き続きつなげていければと思います。よろしくお願いします。

小原 西井理事長、どうもありがとうございました。それでは、第8回の中部 NGO-JICA 中

部地域協議会を終わらせていただきたいと思います。本日は遅くまで、どうもありがとう ございました。

(了)